

記者発表資料

平成24年 6月29日

国土交通省

平成25・26年度 建設工事等の競争参加資格審査について

平成25・26年度 建設工事等の競争参加資格審査に関する申請手続を決定したので、お知らせします。

問合せ先

(インターネット一元受付事務局、地方整備局(港湾空港以外)について)

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

課長補佐 大場 TEL 03-5253-8111 内線21962 直通5253-8919
FAX 03-5253-1533

国土交通省大臣官房技術調査課

課長補佐 和賀 TEL 03-5253-8111 内線22334 直通5253-8220
FAX 03-5253-1536

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

課長補佐 野口 TEL 03-5253-8111 内線23223 直通5253-8233
FAX 03-5253-1542

(大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)について)

国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 齋藤 TEL 03-5253-8111 内線21833 直通5253-8206
FAX 03-5253-1530

(地方整備局(港湾空港関係)について)

国土交通省港湾局総務課

課長補佐 菊池 TEL 03-5253-8111 内線46185 直通5253-8663
FAX 03-5253-1648

国土交通省港湾局技術企画課

品質確保企画官 北出 TEL 03-5253-8111 内線46512 直通5253-8905
FAX 03-5253-1652

(北海道開発局について)

国土交通省北海道局予算課

課長補佐 藤田 TEL 03-5253-8111 内線52315 直通5253-8779
FAX 03-5253-1668

* 国土交通省に関するものは「資料1」を、インターネット一元受付に関するものについては「資料2」を御覧ください。

なお、インターネット一元受付に関する問合せ先は、資料2に記載のとおりです。

平成25・26年度 国土交通省に係る競争参加資格審査について
(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)

平成25・26年度を有効とする国土交通省大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)(以下「官房会計課所掌機関」といいます。)、国土交通省地方整備局(「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」)、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く。)(以下「国土交通省地方整備局等」といいます。)、国土交通省北海道開発局、国土交通省国土地理院の定期の競争参加資格審査(建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)については、次の通り実施いたします。

1. 受付方法及び受付期間

(1) インターネット方式(建設工事及び、測量・建設コンサルタント等業務)

①パスワード申請受付期間 平成24年11月1日(木)～平成24年11月30日(金)

②入力プログラムダウンロード期間 平成24年11月1日(木)～平成25年1月15日(火)

③申請用データ受付期間 平成24年12月3日(月)～平成25年1月15日(火)

④ヘルプデスク開設期間 平成24年11月1日(木)～平成25年1月15日(火)

※上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日(土)～1月3日(木))の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休します。また、インターネット方式を利用する際のURLについては、詳細な機器仕様と併せて平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

※前回までのヘルプデスクは既に閉鎖しており、電話番号・FAX番号も変わります。前回までのヘルプデスクの電話番号・FAX番号は第三者が使用している可能性がありますので、電話をかけないようお願いします。なお、ヘルプデスクの電話番号・FAX番号は平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

※①パスワードの申込みを行わなければ、③申請用データの申請を行うことができません。必ず①パスワードの申込みを受付期間内に行ってください。

(2) 文書郵送方式 平成24年12月3日(月)～平成25年1月15日(火)(※ 当日消印有効)
(官房会計課所掌機関については、別途定める期間)

(3) 文書持参方式 平成24年12月3日(月)～平成25年1月31日(木)のうち各機関が定める期間

2. 申請書の提出先について

- (1) 官房会計課所掌機関へ申請する場合
一つの部局にのみ申請する場合は当該部局。複数の部局に申請する場合はそのうちのいずれかの部局。
- (2) 国土交通省地方整備局等へ申請する場合
申請者の本店所在地を管轄する地方整備局。
国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）のみを希望する場合であっても、申請者の本店所在地を管轄する地方整備局に提出して下さい。
- (3) 国土交通省北海道開発局へ申請する場合
申請者の本店所在地を管轄する北海道開発局本局又は各開発建設部。
- (4) 国土交通省国土地理院へ申請する場合
国土交通省国土地理院。

3. 申請書等様式

申請書及び申請書作成の手引きの入手方法等につきましては、平成24年10月初旬に別途記者発表致します。

4. 建設工事の競争参加資格に必要な経営事項審査

(1) 資格審査の対象となる経営事項審査

定期受付の場合には、経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければならないこととしています。具体的には、平成25・26年度定期受付の場合には平成23年6月30日以降を審査基準日とするもの（平成23年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの）でなければなりません。

さらに、平成25・26年度の資格審査にあたっては、建設業者が（2）の再審査による場合も含め、平成24年7月1日付けで改正される基準（以下「改正後の基準」という。）による経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていることが要件となりますのでご注意ください（ただし、平成24年7月1日付けで改正される前の基準（以下「改正前の基準」という。）に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く）。

※インターネット方式による申請の場合

- ・総合評定値通知書の写しの提出は不要。
- ・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けない場合には、申請データを送信しても受け付けられません（ただし、改正前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く）。

※郵送・持参方式による申請の場合

- ・再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出が必要（ただし、改正前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合には、改正前の基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しの提出でも可とする）。

（２）経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査

改正前の基準で経営事項審査の総合評定値通知を受けているものは、再審査を受けることができます。この場合、大臣許可業者については、通常の経営事項審査の場合と同様、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行うことになります。

また、再審査の場合も経営状況分析については、登録経営状況分析機関からの結果通知書が必要になりますのでご留意願います。

再審査の申立期間：平成24年7月2日（月）～平成24年10月29日（月）

なお、4.（1）、（2）の再審査を含む改正後の基準による総合評定値は、申請から通知が届くまでに3ヶ月程度要しますので、申請者は資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。

※改正前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合には、再審査を受けなくても競争参加資格審査の申請ができます。

5. 行政書士による代理申請

行政書士の代理申請による場合は、申請者からの委任状の添付が必要となります。

平成25・26年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付の実施について（建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）

平成25・26年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付を次のとおり実施することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、インターネット申請の際に利用するURL、詳細な機器仕様、申請の手順等については、平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

定期申請予定者は下記受付期間に間に合うよう、早めに経営事項審査の申請をお願いいたします。

I 建設工事

1. 実施機関

今回平成25・26年度定期受付の参加機関は、以下のとおり26機関の参加を予定しております。

これにより、申請者からの受付窓口が一元化され、申請者の負担軽減につながります。

【インターネット一元受付参加機関（建設工事）】

1. 国土交通省大臣官房会計課所掌機関（地方運輸局、航空局、気象庁、海上保安庁等）
2. 国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係）
3. 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）
4. 国土交通省北海道開発局
5. 総務省
6. 法務省
7. 財務省財務局
8. 文部科学省
9. 厚生労働省
10. 農林水産省大臣官房経理課
農林水産省地方農政局
林野庁
11. 経済産業省
12. 環境省
13. 防衛省
14. 最高裁判所
15. 内閣府
内閣府沖縄総合事務局
16. 東日本高速道路（株）
17. 中日本高速道路（株）
18. 西日本高速道路（株）
19. 首都高速道路（株）
20. 阪神高速道路（株）

21. 本州四国連絡高速道路（株）
22. 独立行政法人水資源機構
23. 独立行政法人都市再生機構
24. 日本下水道事業団
25. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
26. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国鉄清算事業関係）

2. インターネット一元受付のメリット

○インターネット一元受付に参加している各機関（計26機関）に対して、インターネット方式を利用し、原則として一つのデータで全ての部局に対する申請が可能であり、申請書を複数作成する必要がありません。

※インターネット方式以外の場合（文書持参受付及び文書郵送受付の場合）は、従来どおり各機関ごとに申請する必要があります。

○申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ち頂く必要もありません。

○申請受付期間内（平成24年12月3日（月）から平成25年1月15日（火）まで）で、かつ、申請データの承認前であれば、何度でも申請データの削除、再申請ができます。

3. インターネット一元受付の受付期間

(1)パスワード申込受付	平成24年11月1日(木)～平成24年11月30日(金)
(2)入力プログラムのダウンロード	平成24年11月1日(木)～平成25年 1月15日(火)
(3)申請用データの受付	平成24年12月3日(月)～平成25年 1月15日(火)
(4)納税証明書の送信	平成24年11月1日(木)～平成25年 1月15日(火)
(5)ヘルプデスクの開設期間	平成24年11月1日(木)～平成25年 1月15日(火)

※上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日(土)～1月3日(木))の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休します。また、インターネット方式を利用する際のURLについては、詳細な機器仕様と併せて平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

※前回までのヘルプデスクは既に閉鎖しており、電話番号・FAX番号も変わります。前回までのヘルプデスクの電話番号・FAX番号は第三者が使用している可能性がありますので、電話をかけないようお願いします。なお、ヘルプデスクの電話番号・FAX番号は平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

※(1)パスワードの申込みを行わなければ、(3)申請用データの申請を行うことができません。
必ず(1)パスワードの申込みを受付期間内に行ってください。

4. インターネット申請に必要な経営事項審査

(1) 申請にあたって必要な経営事項審査について

定期受付の場合には、経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければならないこととしています。具体的には、平成25・26年度定期受付の場合には平成23年6月30日以降を審査基準日とするもの(平成23年6月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの)でなければなりません。

さらに、平成25・26年度の資格審査にあたっては、建設業者が(2)の再審査による場合

も含め、平成24年7月1日付けで改正される基準（以下「改正後の基準」という。）による経営事項審査の総合評定値（P）の通知を受けていることが要件となりますのでご注意ください（ただし、平成24年7月1日付けで改正される前の基準（以下「改正前の基準」という。）に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く）。

※総合評定値通知書の写しの提出は不要です。

※再審査による場合を含め、改正後の基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合には、申請データを送信しても受け付けられません（ただし、改正前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合を除く）。

（2）経営事項審査の審査基準の改正に伴う再審査

改正前の基準で経営事項審査の総合評定値通知を受けているものは、再審査を受けることができます。この場合、大臣許可業者については、通常の経営事項審査の場合と同様、その主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととなります。

また、再審査の場合も経営状況分析については、登録経営状況分析機関からの結果通知書が必要になりますのでご留意願います。

再審査の申立期間：平成24年7月2日（月）～平成24年10月29日（月）

なお、4.（1）、（2）の再審査を含む改正後の基準による総合評定値は、申請から通知が届くまでに3ヶ月程度要しますので、申請者は資格審査の申請に間に合うよう早めに経営事項審査の申請をお願いします。

※改正前の基準に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合には、再審査を受けなくても競争参加資格審査の申請ができます。

5. 行政書士による代理申請

平成21・22年度定期受付から、行政書士による代理申請が行えるようになっていました。行政書士の代理申請による場合は、申請者からの委任状の添付が必要となります。

Ⅱ 測量・建設コンサルタント等業務

1. 実施機関

今回平成25・26年度定期受付の参加機関は、22機関の参加を予定しております（下記参照）。

※建設工事の実施機関とは異なりますので、注意してください。

【インターネット一元受付参加機関（測量・建設コンサルタント等業務）】

1. 国土交通省大臣官房会計課所掌機関（地方運輸局、航空局、気象庁、海上保安庁等）

2. 国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係）
3. 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）
4. 国土交通省北海道開発局
5. 国土交通省国土地理院
6. 法務省
7. 財務省財務局
8. 農林水産省地方農政局
林野庁
9. 経済産業省
10. 防衛省
11. 最高裁判所
12. 内閣府
内閣府沖縄総合事務局
13. 東日本高速道路（株）
14. 中日本高速道路（株）
15. 西日本高速道路（株）
16. 首都高速道路（株）
17. 阪神高速道路（株）
18. 本州四国連絡高速道路（株）
19. 独立行政法人水資源機構
20. 独立行政法人都市再生機構
21. 日本下水道事業団
22. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

2. インターネット一元受付のメリット

測量・建設コンサルタント等業務のインターネット一元受付においても建設工事と同様、次のようなメリットがあります。

○インターネット一元受付に参加している各機関（計22機関）に対して、インターネット方式を利用し、原則としてひとつのデータで全ての部局に対する申請が可能であり、申請書を複数作成する必要がありません。

※インターネット方式以外の場合（文書持参受付及び文書郵送受付の場合）は、従来どおり各機関ごとに申請する必要があります。

○申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ち頂く必要もありません。

○申請受付期間内（平成24年12月3日（月）から平成25年1月15日（火）まで）で、かつ、申請データの承認前であれば、何度でも申請データの削除、再申請ができます。

3. インターネット一元受付の受付期間

(1)パスワード申込受付	平成24年11月1日(木)～平成24年11月30日(金)
(2)入力プログラムのダウンロード	平成24年11月1日(木)～平成25年 1月15日(火)
(3)申請用データの受付	平成24年12月3日(月)～平成25年 1月15日(火)
(4)添付書類の郵送	平成24年11月1日(木)～平成24年11月30日(金)
(5)ヘルプデスクの開設期間	平成24年11月1日(木)～平成25年 1月15日(火)

※上記インターネット方式の受付期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日

(土)～1月3日(木))の終日及び平日の17:00～9:00の間は、システムを運休します。また、インターネット方式を利用する際のURLについては、詳細な機器仕様と併せて平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

※前回までのヘルプデスクは既に閉鎖しており、電話番号・FAX番号も変わります。前回までのヘルプデスクの電話番号・FAX番号は第三者が使用している可能性がありますので、電話をかけないようお願いします。なお、ヘルプデスクの電話番号・FAX番号は平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

※(1)パスワードの申込みを行わなければ、(3)申請用データの申請を行うことができません。
必ず(1)パスワードの申込みを受付期間内に行ってください。

※(4)添付書類の詳細については平成24年10月初旬に別途記者発表いたします。

4. 行政書士による代理申請

平成21・22年度定期受付から、行政書士による代理申請が行えるようになっていました。行政書士の代理申請による場合は、申請者からの委任状の添付が必要となります。

問合せ先

機 関	問合せ先	電話番号
国土交通省大臣官房会計課 契約制度管理室	契約制度管理係長 内田 和也	03-5253-8111 内 21-834
○ 国土交通省大臣官房地方課 公共工事契約指導室	契約指導第二係長 木賀 大	03-5253-8111 内 21-964
国土交通省港湾局総務課	契約指導係長 高橋 哲雄	03-5253-8111 内 46-184
国土交通省北海道開発局 事業振興部工事管理課	企画係長 五十嵐 輝	011-709-2311 内 5480
▽ 国土交通省国土地理院 総務部契約課	調査係長 野本 英樹	029-864-4405 (直通)
▼ 総務省大臣官房会計課	契約第二係長 及川 聖晴	03-5253-5132 (直通)
法務省大臣官房施設課	経理第二係長 伊藤 芳樹	03-3580-4111 内 2265
財務省大臣官房会計課	法規係長 外岡 徹	03-3581-4111 内 2119
▼ 文部科学省大臣官房文教施設企画部 施設企画課契約情報室	監理係長 板野 晃治	03-5253-4111 内 2309
▼ 厚生労働省大臣官房会計課監査指導室	指導係長 田谷 隆之	03-5253-1111 内 7216
▼ 農林水産省大臣官房経理課	特定調達総括係長 高見 龍一郎	03-3591-9777 (直通)
農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	システム企画係長 森山 武雄	03-3591-5798 (直通)
林野庁国有林野部管理課会計調達班	支出負担行為係長 松村 尚徳	03-3502-8280 (直通)
経済産業省大臣官房情報システム厚生課 厚生企画室	庁舎管理三係長 高橋 沙弓	03-3501-6789 (直通)
▼ 環境省大臣官房会計課	契約第一係長 鶴田 慎二郎	03-3581-3351 内 6187
防衛省装備施設本部施設計画課 施設契約室	施設契約第一係長 佐野 直樹	03-3268-3111 内 36493
最高裁判所事務総局経理局営繕課	契約係長 中川 賢二	03-3264-8111 内 3544
内閣府大臣官房会計課	決算第一係長 小林 麻子	03-5253-2111 内 82376
内閣府沖縄総合事務局総務部会計課	管理第二係長 金城 義光	098-866-0031 内 81324
内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課	契約管理係長 坂本 起朗	098-866-0031 内 2541
東日本高速道路(株) 技術部調達企画課	係長 小原 正弘	03-3506-0212 (直通)
中日本高速道路(株) 調達・契約部契約企画チーム	下島 修	052-222-1576 (直通)

西日本高速道路（株） 財務部契約審査課	猪飼 雅	06-6344-7065（直通）
首都高速道路（株） 財務部契約グループ	上級メンバー 管 由香	03-3539-9315（直通）
阪神高速道路（株） 経理部契約課	主任 富長 祥恵	06-4963-5431（直通）
本州四国連絡高速道路（株） 経理部会計契約課	西原 敏英	078-291-1000 内 2443
独立行政法人水資源機構 財務部契約課	渡辺 高志	048-600-6534（直通）
独立行政法人都市再生機構 経理資金部契約監理チーム	主査 水洗 政司	045-650-0303（直通）
日本下水道事業団 経営企画部会計課	天明 保	03-6361-7804（直通）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部業務部工事契約課	担当係長 小川 秀平	045-222-9041（直通）
▼ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業用地部計画工事課	課長補佐 中村 博	045-222-9669（直通）

○：事務局

▼：建設工事のみの参加機関（測量・建設コンサルタント等業務には不参加）

▽：測量・建設コンサルタント等業務のみの参加機関（建設工事には不参加）

※なお、問合せ先は人事異動等により変更になる場合もございます。